

事業名：国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業

令和5年7月24日に公表した実施方針等に関する  
質問・意見に対する回答

令和5年8月17日

国土交通省 四国地方整備局

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	<p>四国地方整備局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」の認定されている者であることとありますが、過去の電線共同溝PFI事業では、参加要件を「A等級又はB等級」または「一般土木工事」に認定されている者とされております。</p> <p>また、貴局発注事業の東石井・天山地区電線共同溝PFI事業の参加資格要件は「A等級又はB等級」でした。</p> <p>「A等級」のみの参加資格では応募者が限定的となることから、「A等級又はB等級」または「一般土木工事」の認定されている者に変更をお願いします。</p>	<p>工事企業の参加資格要件については、「四国地方整備局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」を「A等級又はB等級」に変更する。</p> <p>なお、「一般土木工事」は、参加資格要件とはしない。(変更しない。)</p>